

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(利息相当額の評価)</p> <p>36—49 使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額については、当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の租税特別措置法第93条第2項《利子税の割合の特例》に規定する<u>利子税特例基準割合</u>による利率により評価する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(経過的取扱い)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和3年1月1日から適用する。</u></p>	<p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(利息相当額の評価)</p> <p>36—49 使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額については、当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の租税特別措置法第93条第2項《利子税の割合の特例》に規定する<u>特例基準割合</u>による利率により評価する。</p> <p>(新設)</p>